

PX (patient experience) 研究・実践助成実施要領

第1条 助成事業の目的

本事業は、PX の研究と実践に携わる者への援助を通じて、医療の進歩発展に寄与し、患者中心医療の向上を促進することを目的とします。

第2条 助成の対象

本助成の対象は PX に関する研究・実践とし、次の区分に従って助成します。助成対象は EX (employee experience) の研究・実践に関する研究を含みます。具体的には、PX(あるいは EX)を測定するサーベイを実施し、PX(あるいは EX)を向上させる取り組みを行い、その成果を評価するまでの一連の研究・実践を助成します。

(1) 病院での研究・実践

(2) 診療所あるいは介護保険サービス提供事業所での研究・実践

※同じ申請者が病院での研究・実践と診療所あるいは介護保険サービス提供事業所での研究・実践の両者に応募することはできません。

第3条 応募資格

申請者は、医療関係する仕事に従事する個人またはグループとします（病院や診療所の職員、介護保険サービス提供事業所職員、製薬企業や医療機器企業の職員、保健医療福祉に関する行政職員など）。

サーベイを実施する医療機関の責任者の推薦を得てください。所属長がサーベイ実施医療機関あるいは介護保険サービス提供事業所の責任者と異なる場合には所属長の推薦も得てください。

第4条 募集の時期

2024 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日とします。

第5条 募集の方法

一般公募とします。

第6条 助成額および助成件数

(1) 助成金の総額 50 万円

(2) 助成金の 1 件当たりの額と助成件数

病院、診療所あるいは介護保険サービス提供事業所での研究・実践 上限 50 万円 1 件

第 7 条 応募の方法

一般社団法人 PX 研究会のホームページに掲載されている「PX 研究・実践助成申請書」をダウンロードし、申請者もしくは研究代表者が所定の事項を記入し、事務局宛に E-mail で送信ください。

提出資料は Word で作成し、印鑑を捺した PDF をご提出ください。

E-mail : info@pxj.or.jp

PX 研究会事務局 担当：大貫・鈴木

第 8 条 選考方法

当研究会の役員による選考委員会において決定します。

第 9 条 選考委員会

選考委員会は別表の選考委員によって構成します。

第 10 条 採否の通知

採否の結果は選考委員会による決定を経て、当研究会が文書等にて採択者に 2024 年 12 月中旬までに通知します。ただし、採否の理由につきましては一切通知しません。

第 11 条 助成金の交付

助成金は採用にかかる書類手続き等が終了後、原則 1 ヶ月以内に交付します。

第 12 条 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は研究に要する機器備品の購入費（賃借料含む）、交通費、図書・資料の購入費、材料・消耗品費、本人・共同研究者以外の者に対する謝金など研究に必要な経費とします。研究者にコーチをつける費用も助成の対象です。

第 13 条 研究・実践期間

原則として、助成金の交付日より 1 年間とします。

第 14 条 研究・実践成果の報告

(1) 助成を受けた研究者は、前条の研究期間終了後、1 ヶ月以内に研究・実践成果を報告

書にまとめ、抄録を付して事務局に提出してください。

研究・実践報告書は、「1. 目的と方法」、「2. 結果」、「3. 考察」、「4. 結論」の各項目別に記載し、参考文献を列記して 1200 字程度で A4 版にて作成ください（図や表等を含めて 3 枚以内）。

(2) 当研究会が開催する PX フォーラムにおいて発表を依頼することがあります。

(3) 当研究会に提出された研究論文等の著作権は申請者に帰属します。

第 15 条 研究・実践成果の学術発表

(1) 研究・実践成果は必ず医療マネジメント学会等への発表により公開してください。
また、必ず公開先の名称・公開日等を事務局へご連絡してください。

(2) 研究・実践成果を学会誌、学術刊行誌等に寄稿する場合は、この研究が一般社団法人日本ペイシェント・エクスペリエンス研究会（英文名称：The Association for Patient Experience Japan）の助成によりなされたことを明記の上、その写しを事務局宛に提出してください。

第 16 条 助成金の使途と報告

助成金は第 12 条に定める経費以外の用途に使用する事は出来ません。また、助成金使途報告書を作成し、研究・実践報告書と共に事務局へ提出してください。（※提出していただく場合がありますので、該当する領収書は 7 年間保管してください）

第 17 条 助成金受領者の義務

(1) 研究・実践計画の変更を行うときは、予め選考委員会の承認を受けなければなりません。

(2) 事務局より研究・実践の進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告してください。

(3) 研究・実践を中止する場合、事前の承認を受けずに研究計画を変更する場合や所定期間に内に研究・実践報告書が提出されない場合など本実施要領の規定に違反する行為があった場合、その他助成の趣旨に反すると当協会が判断した場合は、助成金を返還していただくことがあります。

第 18 条 個人情報の利用目的

当協会は、本研究助成の募集により取得した個人情報は、助成選考の目的に限って利用します。この目的に必要な範囲を超えて利用せず、また、選考委員以外の第三者に提供しません。

第 19 条 事務局の設置と職務

本事業の事務局は一般社団法人 日本ペイシェントエクスペリエンス研究会内におき、次の職務を行うこととします。

- (1) 公募手続きに関する一切の業務
- (2) 選考委員会の招集および運営に関する業務
- (3) 助成金交付者への通知および研究進捗状況の管理に関する業務
- (4) その他、本事業の実施に係る事項で本要領に記載のない関連業務

(別表)

選考委員

曾我香織 一般社団法人日本ペイシェントエクスペリエンス協会 代表理事
安藤 潔 同協会 理事 東海大学客員教授
出江紳一 同協会 理事 医療法人社団 三喜会 鶴巻温泉病院副院長